

鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第52号

鳥取県人権尊重の社会づくり条例の一部を改正する条例

鳥取県人権尊重の社会づくり条例（平成8年鳥取県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（基本方針） 第6条 略 2 略 <u>3 知事は、人権施策基本方針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴かなければならない。ただし、協議会が軽微なものと認める変更については、この限りでない。</u> （差別のない社会づくりの推進） 第7条 略 2 県は、差別行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育、<u>人権啓発及びインターネットを利用した人権侵害行為の防止並びにそのためのリテラシーの向上に関する施策を積極的に行うものとする。</u> 3・4 略 （人権に関する相談） 第8条 略 2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。 （1）～（3） 略 <u>（4） 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号。以下「法」という。）第5条第1項に基づく発信者情報の開示の請求に関する援助その他必要な支援</u> <u>（5） 特定電気通信役務提供者（法第2条第4号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。以</u>	（基本方針） 第6条 略 2 略 （差別のない社会づくりの推進） 第7条 略 2 県は、差別行為を防止するため、人権に関する正しい知識の普及による偏見の解消をはじめ、必要な人権教育<u>及び人権啓発を積極的に行うものとする。</u> 3・4 略 （人権に関する相談） 第8条 略 2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。 （1）～（3） 略

下同じ。)に対し、侵害情報送信防止措置（法第2条第8号に規定する侵害情報送信防止措置をいう。以下同じ。）を講ずるよう求める申出に関する援助その他必要な支援

(6) 略

3・4 略

(侵害情報の削除等)

第8条の2 県民は、自己に係る侵害情報（法第2条第6号に規定する侵害情報をいう。以下同じ。）であつて人権相談窓口相談した事案に係るものについて、知事が当該侵害情報に係る特定電気通信役務提供者又は発信者（法第2条第5号に規定する発信者をいう。以下同じ。）に対し、侵害情報送信防止措置を講ずるよう要請することを求めることができる。

2 知事は、前項の求めをした者（第4項において「被侵害者」という。）の権利が不当に侵害されているにもかかわらず、特定電気通信役務提供者が侵害情報送信防止措置を講じていないと認めるときは、協議会の意見を聴いた上で、当該特定電気通信役務提供者又は当該侵害情報に係る発信者に対し、その理由を示した上で、期限を定めて、侵害情報送信防止措置を講ずるよう要請することができる。

3 知事は、前項の要請を受けた発信者が正当な理由がないのに当該要請に応じないときは、協議会の意見を聴いた上で、当該発信者に対して、期限を定めて、当該要請に係る侵害情報送信防止措置を講ずるよう命ずることができる。

4 知事は、前項の規定による命令をした場合において、その命令を受けた者が当該命令に従わないときは、その者の氏名若しくは名称又はこれらに代わる呼称（その者が法人である場合にあっては、法人の名称及び代表者の氏名並びに所在地）及び当該命令の内容を公表することができる。この場合において、当該公表による被侵害者の権利の保護に十分配慮するものとする。

5 第2項の要請、第3項の命令及び前項の公表（以下「防止措置要請等」という。）は、表現の自由に十分配慮して行わなければならない。

6 防止措置要請等は、その当事者が未成年者であるときは、当該当事者の心身への影響に十分配慮して行わなければならない。

(4) 略

3・4 略

<u>(実施状況の公表)</u> <u>第8条の3 知事は、毎年度、人権相談窓口における人権に関する相談及び防止措置要請等に係る前年度の実施状況を公表するものとする。</u> (鳥取県人権尊重の社会づくり協議会) <u>第9条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、人権施策に県内に暮らす全ての者の意見を反映させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、協議会を設置する。</u> <u>2 略</u> 第10条 略 <u>(罰則)</u> <u>第11条 第8条の2第3項の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、5万円以下の過料に処する。</u> <u>第12条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の過料を科する。</u>	(鳥取県人権尊重の社会づくり協議会) 第9条 <u>人権施策基本方針</u> <u>その他</u> <u>人権施策</u>に県内に暮らす全ての者の意見を反映させるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、<u>鳥取県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）</u>を設置する。 <u>2 知事は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ、協議会の意見を聴くものとする。</u> <u>3 略</u> 第10条 略
--	---

附 則

この条例は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行する。